

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法令名	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例
根拠条項	第 3 条
許認可等の種類	生産者の登録
法令の定め	種馬鈴しょを生産する者は、知事の定めるところにより、登録を受けなければならない。
審査基準	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則第 1 条の 2 による。
標準処理期間	総 期 間 申請期日の翌日より 20 日・丹 (注：休日は含まない) 経 由 機 関 日・月 () 協 議 機 関 日・月 () 処 分 機 関 申請期日の翌日より 20 日・丹 (注：休日は含まない)
処分担当課	農政部生産振興局農産振興課 (てん菜馬鈴しょ係) (電話番号：011-204-5434)
申請先	各市町村
問い合わせ先	農政部生産振興局農産振興課 (てん菜馬鈴しょ係) (電話番号：011-204-5434)
備 考	(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html)